

日本感情心理学会会則

第 1 条（名称）本会は日本感情心理学会と称する。英語名は、Japan Society for Research on Emotions (JSRE, JASRE) とする。

第 2 条（事務局）本会の事務局は、附則 4 に定めた機関におく。

第 3 条（目的）本会は、感情研究に関心を持つ者が、知識・技術の交流と親睦を図り、感情心理学および近接領域における研究を推進し、その成果の普及に貢献することを目的とする。

第 4 条（事業）本会は、第 3 条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 年次学術大会（以下、年次大会と略）、セミナー、シンポジウム等の開催
2. 機関誌、研究資料等の刊行
3. 国内・外における関係学術団体との連携
4. その他必要とされる事業

第 5 条（会員）本会の会員は、感情心理学に関心を持つ研究者で本会の目的に賛同し、常任理事会の承認を受けた者とする。

1. 本会の会員は、正会員（一般、大学院生）、学生会員、賛助会員とする。正会員は、本会の趣旨に賛同し、感情心理学あるいはその近接領域に関心を持つ、4 年制大学を卒業した者とする。学生会員は、本会の趣旨に賛同し、感情心理学あるいはその近接領域に関心を持つ、4 年制大学に在学している者とする。賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その事業に財政的援助を与える個人または団体である。
2. 常任理事会は必要に応じて顧問、名誉理事長、及び名誉会員を推戴することができる。推戴ならびにその処遇については、日本感情心理学会細則において別途定める。

第 6 条（入退会）本会への入会を希望する者は必要事項を記入した申込書を事務局に提出し、常任理事会の承認を経て会員として認められる。また、退会しようとする者は、文書によりその旨を事務局に申し出て、常任理事会の承認を経て、当該年度末をもって退会となる。なお、所定の会費を 1 年以上納入しないもの、会則等に違反したもの、又は本会の名誉を著しく傷つけたものは理事会の決議を経て除名とする。退会および除名にあたっては過年度会費を支払う義務を負う。

第 7 条（役員）本会は、第 4 条の事業を遂行するために以下の役員をおく。役員の任期は、4 月 1 日より日より 3 年とし、重任を妨げない。役員の選出方法等の詳細は日本感情心理学会細則において別途定める。

1. 理事長 1 名 理事の互選により決定し、会長として本会を代表する。
2. 副理事長 1 名 理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得て決定し、副会長として会長を補佐する。
3. 事務局長 1 名 理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得て決定し、会務を執行する。
4. 常任理事 定数 9 名とする。各種委員会委員長等を常任理事とし、それ以外の常任理事を理事の互選により選出する。必要がある場合、理事の中から理事長が追加で指名し、会務及び委員会を担当させることができる。ただし、常任理事の総数は 11 名までとする。なお、副理事長および事務局長は常任理事会の構成員とし、常任理事総数に含まれるものとする。
5. 理事定数 18 名とする。正会員の中から選出し、必要がある場合、正会員の中から理事長が若干名を指名することができる。ただし、理事の総数は 25 名までとする。
6. 監事 2 名 正会員の中から選挙で選出され、会計および会務の執行状況を監査する。監事は必要に応じて常任理事会および理事会に出席できるが、議決権は持たない。

第 8 条（運営） 本会は、次の運営組織を持つ。

1. 総会 正会員をもって構成し、最高決議機関として会の意志と方針を決定する。
 - (1) 総会は 1 年に 1 回、年次大会の時に理事長が招集する。ただし、理事会が必要と認めた場合、あるいは、正会員の 5 分の 1 以上の者から要望があった場合には臨時総会を開くことができる。
 - (2) 総会の議長は、原則として大会実行委員会が務める。年次大会委員長に事故ある場合は、常任理事会の議を経て、総会出席者の中から議長を選出することができる。
 - (3) 総会の議決は、総会出席者の過半数の同意による。
2. 理事会 本会の事業運営と執行の責任を負う。
 - (1) 理事会は 1 年に 1 回、年次大会の時に理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、あるいは、理事の 5 分の 1 以上の者から要望があった場合には臨時理事会を開くことができる。
 - (2) 理事会の議長は理事長とする。
 - (3) 理事会は理事の 3 分の 2 以上の出席により成立する。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したもの、および他の理事を代理人として議決を委任した者は、当該議事についてのみ出席者と見なす。
3. 常任理事会 理事会の委託を受け、本会の運営や事業の運営、および会務の執行を行う。

- (1) 常任理事会は理事長が招集する。また、常任理事の 2 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を提示の上、常任理事会の招集を請求されたときは、理事長はその日から 20 日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- (2) 常任理事会の議長は、理事長とする。
- (3) 常任理事会は常任理事の 3 分の 2 以上の出席により成立する。また議事は、出席常任理事の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
4. 委員会 常任理事会は必要に応じて委員会をおくことができる。委員会は実務機関として常任理事会より委託された会務を執行する。

第 9 条（年次大会） 本会は毎年年次大会を開催する。

1. 年次大会の委員長（以下、大会委員長と略）は、理事会において、正会員の中から選出する。大会委員長は定期学術大会を主宰する。その任期は 1 年とし、前年度年次大会終了の翌日より、当該大会の終了の日までとする。
2. 年次大会での発表は正会員のみが権利を有する。ただし、3 項および 4 項に該当する場合はこの限りでない。
3. 大会委員長が依頼した特別講演者、シンポジスト、指定討論者等は年次大会での発表がおこなえる。
4. 学生会員は、正会員と連名で発表する場合、年次大会での発表がおこなえる。
5. 非会員が正会員と連名で発表する場合、大会準備委員会が定める非会員発表費用を負担しなければならない。
6. 大会委員長は、申し込まれた発表内容に倫理上の問題あるいは発表内容に疑義があると判断した場合は、発表申し込みを拒否することができる。なお、その場合はすみやかに理事長へ報告するものとする。

第 10 条（経費） 本会の経費は会費、寄付金および補助金等で賄う。会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 11 条（会費） 正会員会費は年額 8,000 円とする。ただし、大学院生会員は年額 5,000 円とするが、加入時に在学証明書を添えて申し込み、学籍から離脱した年次から正会員会費を納入するものとする。学生会員は年額 4,500 円とする。

附則

1. この会則は、2007 年 11 月 25 日から施行する。

2. 本会則の施行をもって、2004 年 5 月 15 日より改定施行されてきた日本感情心理学会会則を廃止する。
3. この会則の変更は総会における出席者の 3 分の 2 以上の同意によって行われる。ただし、附則 4 は理事会の決議で変更できるものとする。
4. 事務局は次の場所におく。
〒113-0033 東京都文京区本郷5-23-13 田村ビル2F
公益社団法人日本心理学会内 JPASS事務局（日本感情心理学会気付）
メール：jsre@jpass.online
5. 附則 4. を、2012 年 11 月より変更する。
6. 第 8 条（2）, 第 11 条を、2016 年 6 月 19 日より変更し、2017 年度より適用する。
7. この会則は、2018 年 11 月 11 日から施行する。
8. この会則は、2019 年 6 月 30 日から施行する。
9. 附則 4. を、2025 年 4 月 1 日より変更する。
10. この会則は、2025 年 10 月 25 日から施行する。